

令和2年9月9日

小売電気事業者、ガス小売事業者 各位

電力・ガス取引監視等委員会
取引監視課

電気及びガスの小売供給契約の締結に係る適切な対応について（注意喚起）

小売電気事業者及びガス小売事業者は、小売供給契約の締結をしようとするときは、需要家に対して供給条件を説明しなければならず、当該説明をするとき及び小売供給契約を締結したときは、それぞれ法定の事項を記載した書面を交付する必要があります（電気事業法第2条の13第1項、同条第2項、同法第2条の14第1項、ガス事業法第14条第1項、同条第2項及び同法第15条第1項）。

今般、小売電気・ガス小売事業者が、電気及びガスの小売供給契約の締結に係る業務を他の事業者に委託して実施した際に、上記供給条件の説明が適切に行われなかった事案が発生しております。

つきましては、小売電気事業者及びガス小売事業者の皆様におかれては、同様の事案が発生しないよう、法の規定する説明義務及び書面交付義務の履行状況について、業務委託先の状況も含め改めて確認するとともに、問題が発見された場合には、当委員会への報告を含む適切な措置をとるようお願いいたします。

下線はコミュニティガス協会